

令和 8 年 第 6 回定例会

上 里 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 2 5 日 (木)

令和8年 第6回 上里町農業委員会 議事録

令和8年 第6回 上里町農業委員会 議事録								
開催年月日		令和8年6月25日（木）		開催場所		上里町役場4階 協議会室		
開議時刻		午後1時30分		閉議時刻		午後3時		
議長		坂本 俊雄		議事参与者				
出席した事務局職員		事務局長：間々田 亮 事務局：大塚 義晴、長谷川美雪 農業振興係長 池田 純			書記		事務局 長谷川美雪	
委員出席状況								
席次番号	氏 名		摘 要	席次番号	氏 名		摘 要	
会長	坂本 俊雄		○	—	金井 栄		×	
会長代理	小林 進		○	—	高野 保雄		○	
1	木村 隆之		○	—	石倉 和宏		○	
2	荻野 好雄		○	—	柴崎 久男		○	
3	坂本 茂		○	—	関根 秀樹		○	
4	山下 登		○	—	清水 忠之		○	
5	森島 了		○	—	尾崎 保幸		○	
6	菊地 宏利		○	—	飯塚 昭		○	
7	須田 和弘		○	—	清水 福次		○	
8	小暮 和利		×	—	松下 守		×	
9	欠番			—	松本 康男		○	
10	中久木大祐		○	—	北畑 光男		○	
11	小暮 辰雄		○	—	関口 博孝		×	
12	飯塚 豊		○					

会議進行状況

[開 会]	事務局 長	ただいま農業委員の出席委員は12名、推進委員10名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和8年第6回上里町農業委員会定例会を開会いたします。
日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について	議 長	日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号7番 須田和弘 委員 議席番号10番 中久木 大祐 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川 主任 をお願いします。
日程第2 議案第13号 農地法第3条の規定による 許可申請について	議 長 事務局	日程第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番及び2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。 農地法第3条の説明をさせていただきます。 1番、譲受人 上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 さいたま市〇〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇〇〇〇△△△△ 地目は田、面積は563㎡、居住地から330mです。農業振興地域外、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積324、408㎡、うち自作が200、576㎡。借受地は123、832㎡、貸付地4、923㎡、不耕作地はありません。従農者数は9名、機械につきましてはトラクター7台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機5台を所有しております。作付けは米、野菜です。農地法3条第2項による審査は適合しています。譲受人は61歳の農業者です。該当地は進入路がなく、地権者も遠方のため管理ができず、遊休農地となっていました。そのため、隣地耕作者の譲受人に売買の相談があり、申請となりました。 2番、譲受人 上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏です。譲渡人は群馬県〇〇△△△〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は2筆ありまして、1筆目は大字〇〇〇〇〇△△△△ 地目は畑、面積は1、500㎡、2

		筆目は上里町〇〇〇△△△△ 地目は畑、面積は1, 180㎡です。2筆とも地権者からの距離は320m。農業振興地域内の青地、権利内容は贈与による所有権移転です。譲受人に関する事項についてですが、耕作面積は15, 322㎡、全て自作です。貸付地、不耕作地はありません。従農者数は5人、機械につきましてはトラクター3台、草刈り機1台、消毒器1台所有しています。作付け品目は梨、もも、米です。譲受人は88歳の農業者です。該当地は親戚にあたる譲渡人より相対で借りて梨を作っていましたが、贈与の相談を受けて申請となりました。譲受人には遠方に住む息子さんがいますが、跡継ぎとして、シーズン中にはずっと泊まり込んで農作業を手伝ってます。
	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	北畑 光男委員	1 番 問題ありません。
	清水 忠之委員	2 番 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	坂本 茂委員	単価はいくらですか。
	事 務 局	1 反〇〇万円です。
	議 長	他にございませんか。
	柴崎久男委員	2 番についてですが、息子さんはシーズン中、泊まり込むとっていましたが、どちらに住んでいるのですか。さいたま市など、遠方のかたが購入する場合も可能ですか。

日程第3 議案第14号 農地法第4条の規定による 許可申請について	事務局	息子さんのお住まいは、千葉県〇〇市です。あまり遠方であれば、まず、事務局で詳細な営農状況等につきまして調査させていただき、購入後にきちんと営農できるのかを確認いたします。
	議長	他にございませんか。質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議長	ご異議なしと認め、申請どおり許可することに決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議長	～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議長	日程第3 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事務局	1番ですが、申請者は 上里町〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在ですが2筆ありまして、大字〇〇字〇〇△△△の△ 270㎡ 及び大字〇〇字〇〇△△△の△ 49㎡、地目は畑、転用目的は自己用住宅、農地区分は農業振興地域内の第1種農地になります。申請者は現在、申請地北側の住居に居住しております。荷物が増えてて手狭で不便と感じていたところ、息子が独立したため、現在の住居を譲り、新たな住宅の建築を計画しました。
	議長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	須田 和弘委員	1番について 問題ありません。

日程第4 議案第15号 農地法第5条の規定による 許可申請について		ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	坂本 茂委員	農振除外をかけてから4条申請じゃないんですか。その辺の手続きについてお聞かせください。
	事務局	農振区域内でも農用地ではない農地ですので、特に除外は必要ありません。
	議長	他にございませんか。質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議長	～異議なしの声あり～
	議長	ご異議なしと認め、申請どおり許可することに決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議長	～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議長	日程第4 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から7番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。
	事務局	1番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 本庄市〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏及び北本市〇〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△ 130㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は露天駐車場及び資材置場です。農地区分は農業振興地域外の第3種農地になります。今回の申請は7月に許可相当となった農地になります。申請者とその兄は申請地南側で造園業を営んでおります。事業用地が手狭になったことから農地転用の申請を行いました、事業に使うことを証明する書類が兄弟間で混在していたため、許可が出る前に一度取り下げをしました。関係書類を申請者名義に整理し、再度申請を行うものです。

	2 番ですが、譲受人 上里町〇〇〇△△△△〇〇〇 〇〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△、面積は5 2 0 m²です。地目は畑、権利内容は使用貸借権設定。転用目的は自己用住宅です。形態は新設、農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在、妻子と借家住まいをしています。手狭となったため、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は小中学校や実家が近く利便性がよい、ため、申請するものです。 3 番ですが、譲受人 寄居町〇〇〇△△△△〇〇〇 〇〇〇〇〇、譲渡人 本庄市〇〇〇〇〇△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△、面積は合計で1 9 1 m²です。隣接する宅地と一体利用で3 6 6. 6 6 m²です。地目は畑、権利内容は使用貸借権設定です。転用目的は自己用住宅です。形態は新設、農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在妻子と借家住まいをしています。手狭になり自己用住宅の建築を計画しました。妻の母の土地を借り受けることになりました。申請地は職場に近く利便性が良い環境のため申請となりました。 4 番ですが、譲受人 本庄市〇〇〇△△△△〇〇〇 (株)〇〇〇〇〇、譲渡人 神奈川県〇〇〇〇〇△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△外2筆、面積は合計で1, 0 3 0 m²です。北側宅地と一体利用で1, 7 4 7. 5 6 m²です。3筆とも地目は畑、権利内容は売買による所有権移転です。転用目的は建築条件付き住宅です。形態は新設、農業振興地域外の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は本庄市内で不動産業を営んでおります。申請地は日当たり及び環境が整っており、幹線道路、商業施設等へのアクセスが良好で、住宅用地として最適であるため申請となりました。なお、間取りの調整ができる居宅建築の方が、需要があるため、建築条件付売買予定地として宅地での申請になります。おおむね3か月の間に契約を締結できなかった場合には申請者が住宅を建築します。 5 番ですが、譲受人 上里町〇〇〇△△△△〇〇〇 〇〇〇〇〇、同居所〇〇〇〇〇氏の2名です。譲渡人 上里町〇〇〇〇〇△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△、面積は4 4 2 m²です。地目は畑、権利内容は使用貸借権設定です。転用目的は自己用住宅です。形態は新設、農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在夫婦と子で借家住まいをしています。家族が増え手狭になったことや、今後の子育て環境や高齢の親の介護支援を考慮し、実家隣接地へ住宅建築を計画しています。申請地は実家に近接しており子育ての支援が受けられることなどから申請に至りました。 6 番ですが、譲受人 本庄市〇〇〇△△△△〇〇〇 (株)〇〇〇〇〇、譲渡人 さいたま市〇〇〇〇〇△△番
--	--

		地 ○○○○氏です。土地の所在は大字○○字○○○△△△△、面積は1, 9 2 4 m²です。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転です。転用目的は建売分譲住宅です。形態は新設、農業振興地域外の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は本庄市内で不動産業を営んでおります。申請地はインターチェンジや幹線道路に近い、閑静な住宅地であるうえ、小学校にも近いため、住宅用地として需要があると判断し申請に至りました。 7番ですが、譲受人 上里町○○○△△△△○○○ ○○○○、譲渡人 上里町○○○○○△△番地 ○○○○氏です。土地の所在は大字○○字○○○△△△△、面積は4 0 3 m²、及び大字○○字○○○△△△△、面積は9 3 m²の2筆です。2筆の合計面積は4 9 6 m²、2筆とも地目は畑、権利内容は使用貸借権設定です。転用目的は自己用住宅です。形態は新設、農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。今回申請地は、昨年1 2月に許可相当となった農地です。申請者は両親の所有する戸建で同居していますが、家屋が老朽化したため両親とは別に自宅を建築するため申請となりました。同居人数が1人増えたことにより設計を再度行う必要があるため、一度取り下げました。今回、関係書類を申請者名義に整理し、再度申請を行うものです。
	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	尾崎 保幸委員	1番について
		問題ありません。
	尾崎 保幸委員	2番について
		問題ありません。
	尾崎 保幸委員	3番について
		問題ありません。
	北畑 光男委員	4番について

		問題ありません。
	松本 康男委員	5 番について 問題ありません。
	坂本 茂委員	6 番について、現地確認いたしましたら草が、私の身長以上に繁っており、見た目は農地じゃないです。 ここに出てくるのは農地で出てくるわけですから、役場の方から指導なり、条件を出してもらい、農地という状況になってから、売買が成立するようにご指導をいただきたいということを付け加えたいと思います。
	小林 進委員	7 番について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	坂本 茂委員	先ほど申しました 5－6 について、あの状態のままでも問題ないのですか。役場の方で指導は入らないのですか。この辺についての事務局の見解をお聞きしたいと思います。
	事 務 局	砂利や果樹以外の木が生えている場合は是正するように話をします。私も現場を見に行っていますが、草がだいぶ高く伸びていると感じました。この後、県と現場を見に行きまして、県からの意見をもらうのですが、一般的にトラクターで耕うんすれば、畑として復旧できるような状態ならば、田畑として見なすという基準で運用しています。この後、また県と見に行き、意見も聞きます。県の方で是正しなければ駄目だよと入る可能性もございますので、県にも確認させていただいてそこは判断させていただきたいと思います。基本は畑として使えない状態は是正という認識で間違っておりません。
	坂本 茂委員	確かにここの場所は分譲住宅を作るので、今後整地はします。木が生えていても、ユンボでかき回せば整地はできますが、この委員会に議案としてかけるのは、農地としてかけるわけです。どっちみち家を建てる

		から、草が2 mや3 mになっても大丈夫だよって言うのは、考え方として私は納得できなかったんです。是正処置みたいな形でやってから、許可を与えるなど、多少の注意はして欲しいと思いました。あとは事務局の判断で結構ですのでよろしくお願いします。
	事務局 長	坂本さんのご意見に、事務局としての考えをご説明いたします。農地転用の是正については、この場合は今のところ当たらないという判断を事務局はしていますが、農業委員会の農地を適正に利用するという観点からはふさわしくないと思いますので、転用をするまではあくまでも農地なんだということで、適正利用についてお願いをしたいと思います。
	議 長	他にございませんか。
	小林進委員	この場所は農地パトロールで、黄色か緑色がついているのですか。もし色がついてたとしたら、事務局側からの是正処置の連絡が行っているはずだと思うのですが。
	事務局	色はついていません。
	坂本 茂委員	私は、あれだけひどければ色を付けますよ。そのときは、そうでもなかったと思います。50センチくらいだったらチェックしないけど、今回見に行ったら2m以上なんですよ。伸びてしまったのだと思います。
	議 長	他にございませんか。
	中久木大祐委員	参考までにお聞きしたいのですが、その復元は、やる、やらない別としても、作付けができるレベルですか。一般的にどこまでなのか教えてください。
	事務局	一般的にトラクターで耕うんすれば耕作できるような状態にしてください。という話をよくします。土がふかふかじゃなくても良いので、機械でかき混ぜればすぐ耕作できるような段階まで来れば、農地として見

日程第5 議案第16号 地域農業経営基盤強化促進 計画（地域計画）について 日程第6 議案第17号 上里農業振興整備計画の変 更について	議	長	なします。 他にございませんか。
	議	長	質疑がないようですので、採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議	長	ご異議なしと認め、これより採決に入ります。
	議	長	議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について1番から7番を申請どおり許可相当することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	議	長	挙手全員でありますので、申請通り許可相当とすることに決定します。
	議	長	日程第5議案第16号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更について提案します。なお、日程第6議案第17号 上里農業振興整備計画の変更についても関連するため一括して提案いたします。担当者より説明を求めます。
		農業振興係長	農業振興係の池田です。 本日は、地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画の変更と、上里農業振興地域整備計画の変更についてご説明させていただきます。 議案第16号及び第17号につきまして、議案書9ページ及び10ページをご覧ください。地域計画の変更と上里農業振興地域整備計画の変更は関連がございますので、一括してご説明させていただきます。順番が前後して申し訳ありませんが、先に、議案第17号「上里農業振興地域整備計画の変更」から説明させていただきます。本日ご審議いただく案件は、自己用住宅建築2件と資材置場とする農用地区域からの除外の計3件であります。 それと、報告案件として、農用地から農業用施設用地への用途区分の変更が1件あります。ご承知のとおり、用途区分の変更は、農振除外のような 非代替性等の要件はなく、対象地は用途区分の変更をした後も青地のままでありますので、ご報告のみとさせていただきます。

		除外１ですが、事業計画者は群馬県在住の〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏２名です。申出の所在地は、大字〇〇〇字〇〇△△△です。土地の所有者は妻の祖母の土地です。地目は、登記簿、現況ともに田、面積は２，７２１㎡で、その一部３６６㎡を、自己用住宅を建築するため除外するものです。除外要件として、他に白地農地等は所有しておらず、育児と両親の老後を考慮し、西側隣地が実家となっている当該農地を選定されました。 除外２につきましては、事業計画者は、〇〇〇氏及び〇〇〇氏ご夫婦であります。申出の所在地は、大字〇〇字 〇〇〇△△△です。土地の所有者は妻の父です。地目は、登記簿、現況ともに畑、面積は３，４３３㎡で、その一部３３０㎡を、自己用住宅を建築するため除外するものです。除外要件として、他に白地農地等は所有しておらず、妻の実家近くである当該農地を選定されました。 除外３の案件になります。事業計画者は、(株)〇〇〇〇です。申出の所在地は、大字〇〇〇字 〇〇〇 △△△、土地の所有者は〇〇〇氏です。地目は、登記簿、現況ともに畑、面積は４４３㎡になります。事業計画者は、町内で外構エクステリア工事業等を営んでおります。事業で使用する資材を保管するための資材置場及び駐車場用地が不足しており、事業所から２km圏内で候補地を探し、申出地を露店資材置場として、近接地を駐車場用地とし、付近一帯を併せて利用するため、当該農地を除外するものです。 次に、議案とは別に上里農業振興地域整備計画の軽微な変更ということで、用途区分の変更に関する案件が１件ございますので、ご報告させていただきます。内容は、申出者及び事業計画者ともに上里町〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。申出の所在地は、大字〇〇〇〇△△△になります。地目は、登記簿は畑、現況は田、面積は５，２６２㎡のうちの２８８２．７１㎡。ここに米を集出荷するための作業場や農業用機械を格納するための施設を建設し、農業用施設用地に用途区分の変更を行うものでございます。自宅敷地内に作業場はありますが、現状の生産量では作業スペースの確保が困難となっています。また、新たに機械を導入することを計画しており、作業スペースの確保及び機械の導入により、生産性向上が見込まれます。また、当該農地につきましては、所有農地の中間地点に位置していること、大型車両の出入りが容易で、周辺に住宅がないこと等の理由から、作業効率の向上も見込まれます。以上のことから、この度、用途区分の変更をして農業用施設用地として農地転用をする計画でございます。 続きまして、議案第１６号「地域農業基盤強化促進計画（地域計画）の変更について、ご説明いたします。先ほど、説明しました除外１、大字〇〇〇△△△は、賀美地域の地域計画に色付けされた農地になります。上
--	--	---

		里農業振興地域整備計画の変更には、6つの要件があり、そのうちの1つに「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」とあります。そのため、地域計画から当該農地を抜く変更を行うためには、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、農業委員会含む関係機関に対し、意見照会を行う必要があることから、上里農業振興地域整備計画の変更の前にご審議いただくものです。また、用途区分の変更である大字〇〇〇△△△番地につきましても、地域計画から農地の面積を減らす必要がありますので、併せてご審議いただきたいと思います。現在の計画では、農業振興地域のうち、農用地区域内の農地面積が185.98haとなっており、この2筆分、およそ0.8haを地域計画から減らし、185.18haへと変更します。地域計画から当該農地を抜く変更を行うためには、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、農業委員会含む関係機関に対し、意見照会を行う必要があることから、上里農業振興地域整備計画の変更と併せての説明とさせていただきます。今後の予定ですが、変更予定の地域計画(案)につきまして、他の関係機関に対する意見照会、HP等で2週間の公告・縦覧を行います。その後、告示を行い、地域計画の変更手続きを完了させまして、農振除外の事前協議へと手続きを進めてまいります。以上で議案第16号及び第17号の説明を終わります。慎重ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
	議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、異議のある方は挙手をお願いします。
	木村隆之委員	3番の資材置場についてですが、1号非代替性について、なぜこの場所なのですか。
	農業振興係長	他の用地についても町内探したのですが、今回お申し出をいただいている農地の南側の隣接地のところにも、白地農地がありまして、ここも活用する計画になってます。こちらを駐車場等の用地とし、今回該当する農地を資材置き場という形で一体に利用することを計画していることからこの地を選んでおります。また、エクステリア事業ということもありまして、近隣にスーパーセンター等がありますので、不足した資材等の調達も容易にできるというところからも、この地を選んだとしています。あと、付け加えますと、こちら周辺一帯が既にほとんど白地農地にはなっているのですが、当該農地だけが青字で残っており、今後の農地利用を考えましても、ここだけが青字農地として利用するのは、現実的には難しいというところで、今回一体で利用できる場所を検討されていることから、ここが適地として選ばれております。以上です。

	議 長	他にございませんか
	柴崎 久男委員	軽微な変更について、先日２日間、地質調査を行っていました。役場はしらなかったのか。
	事 務 局 長	知りませんでした。内容は把握していなかったもので、意思疎通をして綿密に話し合いを進めたいと思います。
	坂本 茂委員	農業施設を建てるために地質調査をしてはいけないのか。
	事 務 局	１日や２日程度なら一時転用をする必要はないと思います。
	議 長	他にございませんか。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議 長	ご異議なしと認め、これより採決に移ります。
	議 長	議案第１６号 上里農業振興地域整備計画の変更について、変更案のとおり変更することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	議 長	挙手全員でありますので、原案のとおりとすることに「賛成」と上里町に回答します。
	議 長	続いて、議案第１７号「上里農業振興地域整備計画の変更について」変更案のとおり計画することに賛成の委員の挙手を求めます。

[そ の 他]	議 長	挙手全員でありますので、原案のとおりとすることに「賛成」と上里町に回答します。
	議 長	以上で本日用意しました議案審議を終了します。
	事 務 局	続きまして、その他として事務局よりお願いします。 ・ 次回の定例総会について 令和 8 年 7 月 1 7 日 (金) 午後 3 時～ 上里町役場 4 階 協議会室 ・ 懇親会について ・ 次期農業委員について ・ 全国農業新聞への購読促進について ・ イネカメムシ防除について
[閉 会]	会 長 代 理	以上ですべての日程が終了いたしました。慎重審議をいただきありがとうございました。 これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和8年6月25日

議 長

印

(須田 和弘 委員)

署 名 人

印

(中久木 大祐 委員)

署 名 人

印